

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型 JCM 創出事業)

～よくある質問と回答～

2025 年 4 月 25 日

目次

- 【1. 公募全般】
- 【2. 補助対象事業】
- 【3. 補助対象者の要件】
- 【4. 補助対象経費・利益排除】
- 【5. 審査】
- 【6. 応募方法・提案書類】
- 【7. 補助金の支払い】
- 【8. 取得財産の管理・返還義務】
- 【9. GHG 削減効果の計算方法等について】
- 【10. その他】

【1. 公募全般】

Q1-1:	本補助事業の予算額はいくらか。1 件当たりの補助金の規模感はどの程度か。上限はあるのか。
A1-1:	本事業の予算額は、総額 1.3 億円(単年度)です。1 件当たりの補助金の交付額に上限はありませんが、複数の案件を採択することを想定しています。
Q1-2:	本事業では、JCM 設備補助事業のように国際コンソーシアムを組み、モニタリングを行うことは必要か。また、方法論を作成する必要はあるか。
A1-2:	本事業は、JCM 等へ繋がる技術の開発・実証を行うもので、直接的にクレジットを獲得する事業ではないため、方法論の作成は不要ですが、国際コンソーシアムの組成は必要です。また、JCM クレジット獲得のためのモニタリングは不要ですが、事業完了後も 3 年間の GHG 削減効果、シナジー効果の達成状況等の事業報告(公募要領 P3 2.(5)参照)は必要となるため、設備を継続使用している場合、事業報告に必要なモニタリング等の実施をお願いするととなります。
Q1-3:	国や自治体の他の補助金との併用は可能か。
A1-3:	他の法令や予算に基づく補助金等の交付を受けている事業は対象となりません(交付規程第 3 条第 4 項)。
Q1-4:	応募期間中に応募相談は可能か。
A1-4:	応募相談は可能です。なお、採択の可否や審査に関する質問についてはお答えできません。

【2. 補助対象事業】

Q2-1:	対象の技術、製品は日本で製造されたものでないといけないのか。日本企業が他の国で生産しているものを、対象国で実証することは可能か。
A2-1:	製造国に特に制約はありませんが、先進的な脱炭素技術であることが必要となります。

Q2-2:	実証された技術が対象となるとのことだが、販売実績や普及度合いは要件となるのか。
A2-2:	実証を終えていることが要件であり、販売・普及している必要はありません。研究段階ではなく、国内外で実証された技術であれば本事業の対象となります。
Q2-3:	JCM 設備補助事業と同様に、費用対効果 4,000 円/tCO2 以下の要件はあるか。
A2-3:	「普及のための技術」の実証が目的であり、ある程度の不確実性は容認しているために、明確な費用対効果の数値の目安は設定していません。ただし本事業終了後に JCM 設備補助等の支援制度の活用が短期間のうちに実施できるかどうかは、重要な評価ポイントとなり、費用対効果も評価の対象となっていますので、費用対効果が良好な事業は評価が高くなります。ただし、その算出にあたっては、実施計画書の記入指針に従い、事業化時の CO2 削減効果を適切な根拠のもとに正しく算出いただく必要があります。
Q2-4:	採択審査基準の A (1)対象事業の要件に記載されている「対象国において、新規性(まだ広く普及していない技術や事業内容)があること」の判断基準はあるか。
A2-4:	とくに基準はありませんが、公募要領の別添 3 を参照の上、実施計画書の中で新規性について説明してください。
Q2-5:	現地法人の設備を優れた脱炭素設備に置き換えて(或は追加して)実証を行う場合に、当該法人の設備担当者を指導して設備の運用やメンテナンス体制を強化し人材育成することは、本補助事業の対象要件として挙げられている「現地人材の能力向上等への貢献」に該当するか。
A2-5:	該当する要件は、「当該脱炭素技術等の導入の基盤となる現地人材の能力向上等への貢献し、パートナー国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながる」ことであるため、本事業において当該法人の人材育成を行うことは評価に繋がります。
Q2-6:	保有した設備で事業、営業を行うことは認められるか。
A2-6:	本事業は原則として実証事業に対する補助を行うものですが、補助金交付の目的に反しなければ実証事業の中で収益が発生するのを否定するものではありません。ただし、相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に返納いただく場合があります。(交付規定第 8 条第十二項)
Q2-7:	補助事業の実施期間および事業完了後の法定耐用年数の期間において、代表事業者が所有する本補助金により導入した実証用設備により製造された製品等(例えば再生可能エネルギーによる電力、バイオガス、化石燃料代替燃料 等)を、共同事業者(例えば電力会社、ガス会社、燃料供給会社等)が購入して自社の事業用に供することは可能か。
A2-7:	本補助事業の実証を実施するに当たり、代表事業者が補助金により導入した実証用設備で製造した製品等を、共同事業者が購入して自社の事業の用に供することは可能ですが、ご質問のケースでは、補助事業で取得した設備により代表事業者に収益が生じることになり、交付規程第 8 条第十二号の規定のとおり、相当な収益が認められる場合には、補助金の全部または一部に相当する金額の納付を求める場合がありますので、ご注意ください。
Q2-8:	実証期間内に設備完成して実証を実施しますが、実証実施期間について最低何カ月などの規定はありますか。
A2-8:	実証期間について、特に指定はしていませんが、代表事業者は、補助事業が完了した際に完了実績報告書の提出を行う必要があります。特に別紙 1 について記載可能なように実証を実施していただく必要があります。

Q2-9:	社会情勢の悪化等の理由により、海外での実証ができず、実証の実証期間内完了が困難となった場合、実証期間の延長や実証場所の変更は可能ですか。
A2-9:	実証の遅延により 1 年間で実証が終了しない場合、事前にセンターにご相談ください。1 年を超えることが認められる場合があります。センターによる環境省との協議を踏まえ、遅延報告書をセンターにご提出いただくことになります。また、実証場所の変更についても、認められる場合がありますのでセンターにご相談ください。
Q2-10:	ソフト＋ハードの組み合わせ(ビジネスモデル)をもちいた場合、ソフトに対しては補助対象となるか。また、その範囲はどこまでか。
A2-10:	ソフト面でも原則、実証を行うのに直接必要な経費が対象です。周知イベントの開催など、普及のための広報活動については本事業の対象とはなりません。詳細はセンターにご相談ください。
Q2-11:	農業メタンの削減は補助対象事業になるか。
A2-11:	公募要領 P1 2.(2)②に記載の通り、エネルギー起源 CO2 の削減技術が必須となりますので、農業メタンの削減だけでは補助対象になりません。 ほかにエネルギー起源 CO2 の削減技術があつて、そのシナジー効果として農業メタンを削減するのであれば、補助対象になる可能性があります。詳しくはセンターにご相談ください。

【3. 補助対象者の要件】

Q3-1:	国際コンソーシアムの共同事業者は、代表事業者の現地子会社でも良いか。出資比率は関係するか。
A3-1:	国際コンソーシアムの共同事業者は、代表事業者の現地子会社でも構いません。出資比率については、特に制約はありません。
Q3-2:	国際コンソーシアムの共同事業者はプロジェクトを行う国の会社(法人)である必要があるか。
A3-2:	導入設備の所有者及び使用者をコンソーシアムに含めることは必須です。その上で、必要に応じてその他の事業者を共同事業者として国際コンソーシアムに追加することは可能です。
Q3-3:	国際コンソーシアム協定書は、応募提案の申請までに締結しておくことが必要か。
A3-3:	応募提案時には締結までは必要ありませんが、協定書案及び協定書に関する詳細書類等(協定書締結に向けた調整状況を説明する覚書等)を提出してください。採択後の交付申請時には署名済の協定書の提出が必須となります。
Q3-4:	国際コンソーシアム自体が補助金交付の対象となり得るか。
A3-4:	国際コンソーシアムは法人格をもたないため、補助金は代表事業者に交付します。
Q3-5:	国際コンソーシアムの代表事業者は、「設備の購入・設置・試運転及び補助事業の完了まで責任を負うとともに、補助事業完了後においては、設備が稼働してから法定耐用年数満了までの期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理する」責任を負うとあるが、代表事業者ではなく共同事業者が財産を取得の上、実証設備の運転・管理を行い、代表事業者がそれを監督することでも良いのか。
A3-5:	ご理解の通りですが、代表事業者は補助事業に係る全ての責務を負い、共同事業者は財産を取得の上、実証設備の運転・管理を行い、代表事業者に協力する責務があります。

Q3-6:	共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても、代表事業者がその責を負うとあるが、共同事業者が現地法に違反した場合、代表事業者はどこまで責任を取らなければならないのか。
A3-6:	国際コンソーシアム内の業務や責任の分担についてはコンソーシアムメンバー間で決めてください。但し、メンバー間の負担割合に拘わらず、代表事業者に本事業の実施に関する全ての責任を負っていただきます。
Q3-7:	中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第2条第1項」に該当するかどうかで、いわゆるみなし大企業（大企業の子会社等）でも当該項目に該当していれば、3分の2補助対象という考え方でよいのか。
A3-7:	ご理解のとおり、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第2条第1項」に該当するか否かとなります。 なお、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人は中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されます。
Q3-8:	補助率が3分の2となる条件として、交付規程別表第1で「2者以上の事業者が共同で実施するときは、参画するすべての者が中小企業者の場合」となっている。 国際コンソーシアムにおいても、パートナー国法人を含むすべての参画する事業者が中小企業でなければ、補助率は3分の2にはならないのか。 この場合、パートナー国法人が中小企業か否かは、国内の中小企業基本法の規定に基づいて判断されるものか。
A3-8:	補助率については、国際コンソーシアムに参画するパートナー国法人の事業規模には関係なく、代表事業者を含む、参画するすべての日本法人が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であれば、補助率は3分の2とします。
Q3-9:	申請者は資産を法定耐用年数の期間所有しなければならず、負担となると思われる。例えばファイナンス系企業が代表事業者となり資産を所有し、実証事業の実施により一部資金を回収することは可能か。
A3-9:	ファイナンス系企業が、代表事業者の要件を満たしていれば基本的には問題ありませんが、制度上、法定耐用年数の間には必ず設備を保有して管理してもらう必要があります。また、当該設備による資金回収、収益事業の実施は可能です。ただし、「相当な」収益がある場合は補助金の一部、または全額の返還もあり得ます（A2-6を参照）。
Q3-10:	本補助事業で実証された技術を用いて、代表事業者 and/or 共同事業者の出資によって、当該ビジネス展開を行う（ビジネスを担う）ための新しい事業会社を近々立ち上げる予定だが、応募時に間に合わない場合、提案書ではどのように扱えば良いか。
A3-10:	新しい事業会社を立ち上げて事業を実施することが決まっているのであれば、応募提案書の中でその旨を「予定」として、実施体制の中の国際コンソーシアムに加えてご提案ください。
Q3-11:	相手国政府（中央政府の省）が共同事業者となることは可能か。
A3-11:	相手国政府（中央政府の省）が共同事業者になることは出来ません。なお、相手国の国営会社、地方自治体、大学であれば問題ありません。
Q3-12:	代表事業者の現地法人と相手国政府（中央政府の省庁）が設立する特別目的会社（SPC）が共同事業者となることは可能か。
A3-12:	問題ありません。

【4. 補助対象経費・利益排除】

Q4-1:	国立大学法人との共同研究を行う場合、発生する共同研究費を補助対象経費（業務費）に含めることは可能か。
A4-1:	可能です。なお、国立大学法人に請負又は委託により研究を依頼する場合は、請負費又は委託費として計上し、共同研究に関する契約を締結してください。
Q4-2:	海外等における外国人の労務費の証明はどのように行うのか。
A4-2:	労務費単価については、契約書等を添付（提案時は案でも可）し、当該国において適正と思われる単価を用い、根拠となる書類等を添付して適正と判断された根拠を説明ください。
Q4-3:	交付申請時と支払い時の為替レートが異なることにより、補助金請求金額が交付決定額を超えた場合の超過部分は認められるか。
A4-3:	認められません。為替リスクヘッジ等は、必要に応じ、事業者自ら行ってください。
Q4-4:	補助事業の完了より前に経費に大きな変更があった場合の取り扱いはどうなるのか。（例：現地事業者の変更や現地インフラ整備事業計画の変更に伴う経費の変更等）
A4-4:	完工までの間の大きな経費の変更は、交付規程第6条に定める「変更交付申請書」を提出いただきます。ただし、その場合でも交付決定した補助金額が上限となります。なお、経費には大きな変更はなくても、実証場所や実証計画、GHG 排出削減量等に変更が生じる場合は、交付規程第8条第1項三号に定める「計画変更承認申請書」を提出いただきます。まずは事前にセンターへご相談ください。
Q4-5:	太陽電池システムの内、パワコンから受電盤までの機器・工事費は補助対象となりますか。
A4-5:	機器や工事に要する経費は補助対象として計上することが可能です。
Q4-6:	実証を行う土地や建物の賃借料は、計上できるのか。
A4-6:	実証に直接必要とセンターが認めた場合、補助対象となります。
Q4-7:	メンテナンスコスト等は、計上できるのか。
A4-7:	本事業の実証に直接必要な調整や、手入れに関わるコストは補助対象としていただいて構いませんが、長期利用を前提とした定期メンテナンスに関わるコストは計上できません。
Q4-8:	人件費単価の算定方法について、年間総支給額、年間法定福利費に、時間外手当に関するものは含めないのか。
A4-8:	年間総支給額には時間外手当を含めないで下さい。ただし、年間法定福利費については、4月から6月までの3ヶ月間の報酬（時間外手当含む）を元に決定される標準報酬月額などから算出されるため、時間外手当が加味されていても差し支えありません。
Q4-9:	現地に機器を輸送する際の保険、運賃、関税は補助対象となるのか。
A4-9:	貨物海上保険、運賃、関税は補助対象ですが、実費精算に基づきますので通関業者等の支払いのエビデンスを提出してください。

Q4-10:	海外における付加価値税(VAT)は経費として申請はできるのか。
A4-10:	現地付加価値税等(VAT など)は、外国企業に関しては還付制度があるので、原則として補助対象外となります(還付や仕入税額控除にかかる現地制度の調査結果をセンターに提示の上で、必要と認められる場合を除く)。また、対象国にある補助事業者の子会社を通じての取引の場合は、日本の消費税と同じく仕入れ控除の仕組みを利用してください。但し、還付の実施が難しい、あるいは現地の子会社は事業をしないなどの事情がある場合には、現地の付加価値税(VAT)の仕組みを調査の上、個別にセンターにご相談ください。
Q4-11:	以下の調査あるいは許認可取得に必要な費用は補助の対象になるか？ ・事業化・普及可能性を検討するための市場や規制、需要、自然環境等についての文献調査、現地ヒアリング調査 ・競合する製品についての文献調査、現地ヒアリング調査 ・他国への展開を検討するための文献調査、現地ヒアリング調査 ・実証プラント建設のための環境影響評価、建築申請、土木工事認可、上空に係る許認可等 ・先住民立ち退きに係る認可(National Commission on Indigenous Peoples) ・保護地域運営委員会の認可 ・(現地での)輸入許可 ・特別用途地区に係る許認可 ・電力供給やEV レンタル業を開業するための事業者ライセンス、工事業業者 ライセンス
A4-11:	本事業の実証に直接必要であることが明確であれば、上記のほとんどの調査費用や許認可取得費用は補助対象となります。ただし、調査費用については個別の事業内容とその中での調査の役割を公募要領別表 1 記載の、経費の内訳に照らし合わせることによって総合的に判断することになります。また許認可等で、有効期限のあるものは、実証の期間(または導入設備の法定耐用年数の期間)をカバーする必要最小限の期間としてください。また、開業のための事業者ライセンスは、実証以外のプラント建設や実証期間終了後の事業活動に対しても継続して便益を得られますので、補助対象とは認められません。
Q4-12:	現地で実証を行うにあたって直接的に必要な許認可の申請に係る現地政府との調整、書類作成、申請手数料、人件費、交通費等は補助の対象になるか？
A4-12:	本補助事業の実証との関係性が明確であれば対象と認められます。経済的合理性を示す詳細な費用根拠を提出ください。
Q4-13:	Q&A4-12 の作業を現地のコンサルタントに委託する際の費用は補助対象になるか。
A4-13:	本補助事業の実証との関係性が明確であれば対象と認められます。あらかじめ経済的合理性を示す詳細な費用根拠を準備し、センターにご相談ください。さらに、交付申請の際には 2 社以上から見積りを取得の上、経済的合理性を確保していただきます。
Q4-14:	モニタリング機器は補助対象になるか。
A4-14:	GHG 排出削減量を定量化するためのモニタリング機器は補助対象です。
Q4-15:	利益排除の対象となる場合について教えてほしい。
A4-15:	補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者を含む国際コンソーシアム構成員の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、当該構成員自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上します。

Q4-16:	利益排除について、製造原価の具体的な証明方法はどのようなものか。
A4-16:	製造部門の責任者が押印した製造原価証明を提出ください。また精算時に、その原価内訳を示す証憑を提出いただく場合があります。
Q4-17:	国際コンソーシアム外の会社からの物品調達または役務提供は、利益排除の対象となるか。
A4-17:	利益排除の対象とはなりません。ただし、国際コンソーシアム外の会社が、国際コンソーシアム内の会社から調達し、さらに国際コンソーシアム内の会社に販売する場合は原価をもって補助対象経費を算出してください。
Q4-18:	補助事業者が自社の設備を国際コンソーシアム内の共同事業者へ販売する場合、実際の取引についても、製造原価で行わなければならないのか、それとも通常の市場価格（製造原価証明より高い金額）で取引してもよいのか。
A4-18:	通常の市場価格で取引しても差し支えありませんが、国際コンソーシアム内の共同事業者が補助金相当分裨益していることが必要です。補助対象経費の算定にあたっては補助事業者の利益等相当分を除外する必要があります。
Q4-19:	精算時に製造部門からの「製造原価証明」と支払証拠資料（領収証など）の金額は同額である必要はあるか。 国際コンソーシアムの他社企業に原価を公開することを避けるために、契約は市場価格で行い、精算時に原価で行うということが認められるのか。
A4-19:	精算の際には、国際コンソーシアム内企業からの調達の場合は製造原価を証明する根拠資料が必要です。また、A4-18 のとおり、通常の市場価格で取引しても差し支えありません。
Q4-20:	国際コンソーシアム内企業からの調達は利益等排除の対象になるとのことだが、現地共同事業者が設備を供給する場合、どのような見積書を取り付ければよいのか。また、現地共同事業者が役務を提供する場合どのような証憑を提出すればよいのか。
A4-20:	設備の場合は、製造原価証明書または利益を排除したことが分かる書類を提出してください。労務費の場合は、実績単価（契約社員の場合は契約単価）および労務費積算表を提出してください。

【5. 審査】

Q5-1:	評価審査基準に事業化時の GHG 排出量削減効果が挙げられているが具体的な数値目標はあるか。また費用対効果についても数値目標はあるか？
A5-1:	事業完了後数年以内に JCM 事業化を目指していただく事を審査に於いて重要視していますので、評価審査基準(4)「事業化時の GHG 排出量削減効果」については、JCM 事業化時において、JCM 設備補助事業の数値基準(4,000 円/tCO2)をクリアしていることが望ましいです。

【6. 応募方法・提案書類】

Q6-1:	応募様式 1 の申請者の代表者について、代表者は役員以上の者でなければならないのか、あるいは役員でなくとも、事業部門長であればよいのか。
A6-1:	代表者はその企業の事業責任者、契約権保有者であることが必要です。その会社が事業を実施する際に、代表者として事業を全うできる方であれば、役員以上である必要はありません。
Q6-2:	応募様式 3 実施計画書について、ページ数の制限や推奨されるページ数があるか。
A6-2:	10 ページ以下に纏めてください。付属する説明が必要な場合は別添資料に記載してください。

Q6-3:	応募様式 4 について、為替レートは社内レートでも良いか。
A6-3:	応募提案時や交付申請の際はレートの算出根拠等の証憑書類があれば社内レートでも構いません。しかし、事業開始後の請求では補助事業者の経費（現地レートで支払う給料や出張手当等）は、レートの算出根拠等の証憑書類を添付いただければ社内レートでも差し支えありませんが、外部への支払いについては認められません。外部への支払いについては、適切な為替レート（例：出張期間中の両替所/銀行レートや銀行振込時のレート等）を適用してください。
Q6-4:	為替換算レートについて、精算時は実レートとあるが、補助申請時の金額と差が生じた場合の差損は自己負担か。あるいは、差損の対策として為替予約をすることは可能か。
A6-4:	精算は実際に事業者が支払いを行うレートで行います。交付決定時の金額との差損は事業者で負担していただくことになります。為替予約は可能ですが、その際は送金記録等に加え、為替予約の約定書も添付してください。
Q6-5:	共同実施の場合、事務費の中の労務費単価は、企業ごとに異なる単価となるのか？また、一つの法人は健保等級、もう一つの法人は実績単価というふうに、異なる積算方法でも良いか。
A6-5:	事業者ごとに業務従事者別の実績単価を提示いただき、精算時はその実績単価で精算いただきます。また、提案応募時においても実績単価で積算いただくのが望ましいですが、困難な場合、健保等級などによる単価で積算いただいても構いません。（ただし、交付申請時には実績単価での積算が必要です。）
Q6-6:	公募提案書提出時に相見積もりは 2 社以上で良いか。また、応募申請時には、そのうち安い方の見積書を添付するという事で良いか。
A6-6:	公募提案／交付申請時は 1 社で構いませんが、発注時までには 2 社以上の見積を準備していただき、精算時までにはエビデンスを確認させていただくことになります。また、競争原理が働かない調達の場合は理由書を添付いただく場合があります。
Q6-7:	見積書には社印の押印、サインがされている必要があるか。
A6-7:	見積書には社印の押印又は責任者の署名が必要です。 なお、見積有効期限については応募時に有効期限内であることが必要です。（交付申請時にも変更が無ければ、同じ見積書を応募時の見積有効期限内のもので提出して構いません）
Q6-8:	「補助金交付申請額」の金額は税抜表示で良いか。消費税および地方税相当額はゼロで良いか。
A6-8:	消費税仕入税額控除のルールにより、消費税申告時に支払消費税は差引きされるので、ほとんどの応募者は消費税および地方税相当額は 0 円で申請いただくことになります（ただし、消費税及び地方消費税が課税されない団体及び、消費税法の特例による免税事業者等を除きます）。
Q6-9:	応募時には、構成員全員が署名した国際コンソーシアム協定書の提出は必須か。
A6-9:	応募時には未署名の協定書案及び協定書に関する詳細書類等（協定書締結に向けた調整状況を説明する覚書等の根拠資料など）を提出してください。採択後の交付申請時には署名済の協定書の提出が必須となります。
Q6-10:	現地企業（共同事業者）の国際コンソーシアム協定書締結に向けた状況説明資料について、「シナジー型 JCM 創出事業」の採択内示後に国際コンソーシアム協定書に同意し署名する予定である」などの文言が入った文書に、共同事業者の代表取締役等の署名等があれば良いのか。 現地国の言語で記載されている場合には日本語訳も併せて添付するのか。
A6-10:	その通りです。

Q6-11:	共同事業者の説明資料(定款・経理状況説明書など)が現地の言語で書かれているものしかないが、それでもよいのか。
A6-11:	英語以外の外国語の資料については、まずは概要やポイントになる箇所の和訳(抄訳)を添付してください。必要に応じて追加をお願いすることがあります。また、英語であっても和訳をお願いすることがあります。
Q6-12:	国際コンソーシアム協定書の内容は任意のものであるとの理解でよいのか。必ず含まなければならない項目などはあるか。
A6-12:	センターのウェブサイトに掲載している国際コンソーシアム協定書に沿った形としてください。
Q6-13:	現地企業(共同事業者)の経理状況説明書(直近 3 決算期の監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)について ①代表事業者のみではなく、コンソーシアムを組む全ての会社の説明書が必要か。 ②現地企業(共同事業者)の場合、現地国の監査法人もしくは公認会計士の捺印や署名があれば良いか。
A6-13:	①応募者(共同事業者を含む)全ての経理状況説明書を提出してください。 ②現地監査法人または公認会計士の捺印や署名があり、監査済みであることを示す経理状況説明書をご提示ください。
Q6-14:	国際コンソーシアム構成員として、代表事業者とパートナー国に JCM 事業のために設立した SPC の 2 社を想定している。コンソーシアム内のすべての事業者については、過去 3 年分の財務諸表を提出することとなっているが、当該 SPC について、3 年分の諸表がない場合には、用意できる分だけ、もしくは、会社概要だけでよいのか。
A6-14:	3 期分の提出が不可能であれば、準備可能な範囲でご提出ください。もし、SPC が設立間もないか、今後 SPC を設立予定ということであり、SPC にパートナー国の法人が出資するのであれば、当該法人の過去 3 年分の財務諸表をご提出ください。
Q6-15:	共同事業者の経理状況説明書に関して、共同事業者がパートナー国の地方自治体の場合、どのような書類を提出すれば良いのか。
A6-15:	共同事業者が地方自治体であっても、企業における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書などに相当する地方自治体の経理状況が確認出来る資料をご準備ください。またご提案の事業が予算に含まれていることが具体的に確認できる資料もご準備ください。
Q6-16:	当社が代表事業者、現地事業者が共同事業者となる場合、国際コンソーシアム内でどの程度申請内容を共有しなければならないのか。現地事業者に申請内容を承認 してもらう必要があるのか。
A6-16:	通常のビジネスを実施する程度(通常であれば開示しないようなものは、開示しない等)で行って頂ければ問題ありません。全ての内容について現地事業者の承認は当方からは求めません。
Q6-17:	排出量算定ファイルにリファレンス欄と BaU 欄があるが、違いは何か。
A6-17:	リファレンスには現時点において 現地で通常導入される技術のうち優れたものの排出係数を使用してください。BaU 欄は記載不要ですが、参考として記載することは可能です。

【7. 補助金の支払い】

Q7-1:	公募要領「4.(7)補助金の支払い」において、補助金の支払いは報告を受けた翌年度の4月30日までにその実績額に応じた額の概算を支払うとあるが、早期に事業が完了し所定の報告を行った場合、翌年度の4月を待たずに支払いを受けることは可能か。
A7-1:	早期に事業が完了する場合は可能ですが、事前に申請頂く必要があります。
Q7-2:	国際コンソーシアムに関して、補助金を受ける入金口座は日本法人が作る口座で良いのか。JV会計のようなものが必要になるのか。
A7-2:	補助金の入金に関しては、国際コンソーシアムの代表事業者の日本国内の金融機関の円預金口座を準備ください。
Q7-3:	代表事業者に補助金が交付されてからの税務上の扱いや、海外への送金に制限はあるか。
A7-3:	補助金が交付されてからの資金については、センターでは関知いたしません。ただし、当然のことながら、補助金は補助金を交付した事業を実施するための経費として使われる必要があります。事業者の責において、適正にご対応ください。

【8. 取得財産の管理・返還義務】

Q8-1:	補助金の返還について記載があるが、具体的にどのような場合が該当するのか。
A8-1:	財産処分制限期間(法定耐用年数の期間)内に、有償での譲渡や貸付(国際コンソーシアムの構成員以外に対し)を行う場合に国庫への納付が必要になる場合があります。(「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照) また、補助事業の全部もしくは一部が中止もしくは廃止される場合や、補助事業者が法令もしくは交付規程に基づくセンターの指示等に従わない場合、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合や不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合等において、補助金の返還が必要になる場合があります。(交付規程第15条) また、補助事業の完了によって相当の収益が生じた場合(交付規程第8条第十二号)や、センターの承認を得ないで取得財産の処分を行った場合(交付規程第8条第十四号)にも、補助金の返還が必要となる場合があります。
Q8-2:	実証後は、1)現地でそのまま使う、2)設備を撤去する、の二つの場合が考えられるが、1)の通り継続して使用することは可能か。
A8-2:	補助事業完了後も3年間にわたる毎年度の事業報告書の提出義務が有り、法定耐用年数の期間は設備を保有、管理する責任が代表事業者に課せられていますが、それらに従って補助金の交付の目的に沿って実証後も継続的に使用していただくことは可能です。Q8-3/A8-3も参照ください。
Q8-3:	本補助事業完了後も、現地財産を引続き所有・運営することはできるか。
A8-3:	問題ありません。ただし、事業が完了した後も、国際コンソーシアム内の共同事業者が当該設備を所有した上で、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間は事業報告を行うとともに、法定耐用年数の間、適切に管理する必要があります。
Q8-4:	当社では本事業での導入設備は開発研究用設備として取り扱うこととした。その場合、法定耐用年数は昭和40年大蔵省令第15号別表第六開発研究用減価償却資産の耐用年数表で考えればよいのか？
A8-4:	ご理解の通りです。その場合、最長7年までの法定耐用年数となります。

Q8-5:	本事業での導入設備の法定耐用年数について、事業者自身で当該設備が耐用年数表のどれに該当するか判断するのか？また、いつ、どのようなタイミングで報告するのか？
A8-5:	導入設備の財産管理については代表事業者の責務であり、耐用年数についても事業者からの申告がベースとなります。当該設備が耐用年数表のどれに該当するか不明な場合、所轄の税務署にご相談ください。なお、単価 50 万円以上の機械及び器具等の財産管理目録として、取得財産管理台帳(交付規定様式第 10)と耐用年数一覧表を完了実績報告書の一部としてご提出いただきます。
Q8-6:	補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 3 年間事業報告書を提出とのことであるが、具体的な報告内容はどのようなものとなるのか。CO2 削減量を具体的に計測し報告するような内容が含まれるのか？
A8-6:	様式第 17(第 16 条関係)にて、設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況について補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 3 年間の期間、報告いただくこととなります。
Q8-7:	法定耐用年数経過後の所有権移転は可能か。
A8-7:	法定耐用年数経過後の財産の処分については、特にセンターの承認を得る等の手続きは必要ありませんので、適宜、国内及び現地の制度や法律に従って、適切に処分していただいて結構です。
Q8-8:	取得財産の管理について、国際コンソーシアム内の共同事業者に将来譲渡することが提案段階で決まっている場合はどうなるのか。
A8-8:	国際コンソーシアム内の共同事業者への譲渡は可能ですが、申請手続きが必要です。また、譲渡後も補助金の目的に反する使用がなされないよう自らの責任の下で管理してください。(交付規程第 8 条第十五号参照)。
Q8-9:	共同事業者が国際コンソーシアム内の他の共同事業者に取得財産等を譲渡する場合に、取得財産等の譲渡によって収益を上げてよいのか。
A8-9:	通常の市場価格で取引しても差し支えありませんが、譲渡を受ける共同事業者が補助金相当分裨益していることが必要です。また、交付規程第 8 条第十四号の規定のとおり、財産処分に係る承認申請が必要であり、財産処分納付金を納付していただく場合がありますので、ご注意ください。
Q8-10:	取得した財産は、約半分は日本政府の補助金、半分は現地共同事業者(設備等設置先)が費用を支払う場合、現地共同事業者に 100%「所有権」があるとの理解でよいのか。
A8-10:	本事業は、エネルギー起源の JCM プロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術の導入を促進するための実証に対して補助金を交付するものであって、所有権の帰属は当該設備を購入する際の売買契約等に基づくものです。補助金交付のルール上、国際コンソーシアム内のいずれかの事業者に所有権があれば、問題はありません。ただし、補助金を交付されている以上、センターに無断で処分等はできません(補助金適正化法第 22 条、交付規程第 8 条第十四号)。違反した場合、補助金の返還請求や罰則の適用が行われる可能性があります。
Q8-11:	取得財産の管理期間が、日本の法定耐用年数となっているが、相手国の共同事業者が取得する場合の管理期間は現地の資産計上ルールに従うのか。
A8-11:	交付規程に基づき、日本の法定耐用年数が適用されます。

Q8-12:	法定耐用年数期間中に設備が壊れ、かつ当社の判断により設備の修理に投資しない場合、補助金を返還する必要があるのか。
A8-12:	財産処分に係るセンターの承認を受けないで、補助金の目的に反して修理せずに取り壊し(廃棄を含む。)を行ってはなりません(交付規程第8条第十四号)。なお補助金を返還していただくかについては、財産処分に係る承認申請の内容を踏まえて、個別に判断します。 ※財産処分納付金については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)(http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/hozyokin-user/pref01-00-01.pdf)を参照してください。

【9. GHG 削減効果の計算方法等について】

Q9-1:	専門性の高い設備機器は種類が少なく、リファレンスの設定が難しいがどのようにすればよいか。
A9-1:	パートナー国での競合技術を調査するなど適切にリファレンスを設定いただくことになります。
Q9-2:	CO ₂ 削減量の算出過程において、導入する設備の製造時に発生するCO ₂ 排出量を差し引く必要があるか。
A9-2:	差し引く必要はありません。
Q9-3:	ディーゼルエンジンで稼働している設備を電動化した場合、CO ₂ 削減量の算出において、電動化した設備で消費する電気の発電時のCO ₂ はどのように算出すればよいか。
A9-3:	公募要領の別添4の電力CO ₂ 排出係数(tCO ₂ /MWh)一覧表を参照し、該当するパートナー国の係数を用いて算出してください。
Q9-4:	公募要領 別添4の電力CO ₂ 排出係数に関して、省エネ設備、再生可能エネルギー設備でディーゼル、天然ガスを燃料とする所内自家発電のみを代替する場合などで、各国同じ数値(省エネであれば、0.8、0.46、再生可能エネルギーであれば、0.533など)が並んでいるが、これらの数値をどのように設定したのか。
A9-4:	ディーゼル、天然ガスのいずれについても、承認済みJCM方法論で導出された排出係数値を適用しています。なお、方法論が未採択の国であっても、他の国の方法論を参照して数値を設定しています。
Q9-5:	GHG排出削減量を算定する際に、既存の稼働している設備と新規にプロジェクトで導入する設備の性能を比較するのか、或いは、新規に通常導入する設備とプロジェクトにより導入する設備を比較するのか。
A9-5:	採択される方法論によりますが、GHG排出削減量算定のための対象となる設備の排出量(リファレンス排出量)は基本的には、プロジェクトを実施する国において通常導入が想定される設備のうち性能が平均より上のものとなります。

【10. その他】

Q10-1:	この補助金は、固定資産の圧縮記帳の適用を受けられるか。
A10-1:	本補助金の交付を受けた補助事業者は、国庫補助金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

